

議第 3 1 号

呉市介護予防センター条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市介護予防センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市介護予防センター条例の一部を改正する条例

呉市介護予防センター条例（平成 1 7 年呉市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正前		改正後															
（設置） 第 1 条 高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）の介護予防のための事業を実施し、もって市民の福祉を増進するため、呉市介護予防センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。		（設置） 第 1 条 高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）の介護予防のための事業を実施し、もって市民の福祉を増進するため、呉市介護予防センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。															
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>倉橋介護予防センター</td><td>呉市倉橋町字旭町 1 8 1 0 番地の 4</td></tr><tr><td>蒲刈介護予防センター</td><td>呉市蒲刈町大浦字 宮田新開 5 1 0 9 番地 2</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></tbody></table>		名称	位置	倉橋介護予防センター	呉市倉橋町字旭町 1 8 1 0 番地の 4	蒲刈介護予防センター	呉市蒲刈町大浦字 宮田新開 5 1 0 9 番地 2	略		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>蒲刈介護予防センター</td><td>呉市蒲刈町大浦字 宮田新開 5 1 0 9 番地 2</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></tbody></table>		名称	位置	蒲刈介護予防センター	呉市蒲刈町大浦字 宮田新開 5 1 0 9 番地 2	略	
名称	位置																
倉橋介護予防センター	呉市倉橋町字旭町 1 8 1 0 番地の 4																
蒲刈介護予防センター	呉市蒲刈町大浦字 宮田新開 5 1 0 9 番地 2																
略																	
名称	位置																
蒲刈介護予防センター	呉市蒲刈町大浦字 宮田新開 5 1 0 9 番地 2																
略																	

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

倉橋介護予防センターを廃止するため、この条例案を提出する。